

奈良市告示第62号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援と、住み慣れた地域の中で人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行うため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要支援被保険者 要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者をいう。
- (2) 基準該当被保険者 省令第140条の62の4第2号に該当する第1号被保険者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法及び省令で使用する用語の例による。

(事業の種類及び内容)

第3条 第1号事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1号訪問事業 次に掲げるサービスのいずれかを行う事業をいう。

ア 介護予防訪問介護相当サービス（省令第140条の63の6第1号イに該当する基準に従って行うサービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものをいう。以下同じ。）

イ 訪問型サービスA（省令第140条の63の6第2号に該当する基準に従って行うサービスの

うち、市が実施する研修を修了した者等による掃除、洗濯、買物等の日常生活の援助を行うものをいう。以下同じ。)

ウ 訪問型サービスC (省令第140条の63の6第2号に該当する基準に従って行うサービスのうち、保健・医療等の専門職が提供するものであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。)

(2) 第1号通所事業 次に掲げるサービスのいずれかを行う事業をいう。

ア 介護予防通所介護相当サービス (省令第140条の63の6第1号イに該当する基準に従って行うサービスのうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものをいう。以下同じ。)

イ 通所型サービスB (省令第140条の63の6第2号に該当する基準に従って行うサービスのうち、有償・無償のボランティア等が提供するものをいう。以下同じ。)

ウ 通所型サービスC (省令第140条の63の6第2号に該当する基準に従って行うサービスのうち、保健・医療等の専門職が提供するものであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。)

(3) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定するサービスのうち、次のいずれかを行う事業をいう。

ア 介護予防ケアマネジメントA (介護予防支援に相当するものをいう。以下同じ。)

イ 介護予防ケアマネジメントC (基本的にサービス利用開始時のみ行うものをいう。以下同じ。)

(対象者)

第4条 第1号事業 (第1号介護予防支援事業を除く。以下この項において同じ。) を利用できる者は、居宅要支援被保険者及び基準該当被保険者のうち、介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業により第1号事業の利用が必要と認められたものとする。

2 第1号介護予防支援事業を利用できる者は、居宅要支援被保険者 (指定介護予防支援を受けている者を除く。) 及び基準該当被保険者とする。

(事業の実施)

第5条 第1号訪問事業及び第1号通所事業 (通所型サービスBを除く。) は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき市長が指定した事業者が行う。

2 第1号通所事業 (通所型サービスBに限る。) は、省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助その他の支援を通じて行う。

3 第1号介護予防支援事業は、法第115条の46の規定により、奈良市地域包括支援センター (以

下「地域包括支援センター」という。)が行う。ただし、効率的かつ効果的な事業の実施に資すると認められるときは、地域包括支援センターは、当該事業の一部を法第115条の23第3項に規定する厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 第1号事業を実施する事業所の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(第1号事業支給費の額)

第6条 第1号事業支給費(法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1号訪問事業(訪問型サービスCを除く。) 別表の1の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- (2) 訪問型サービスC 別表の1の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- (3) 第1号通所事業(通所型サービスB及び通所型サービスCを除く。) 別表の2の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- (4) 通所型サービスC 別表の2の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- (5) 第1号介護予防支援事業 別表の3の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

2 第1号事業を利用する者(以下「利用者」という。)の所得の額が法第59条の2第1項に規定する額以上である場合において、前項第1号及び第3号の規定を適用するときは、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 利用者の所得の額が法第59条の2第2項に規定する額以上である場合において、第1項第1号及び第3号の規定を適用するときは、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の単価)

第7条 第1号事業支給費に係る1単位当たりの単価は、次の各号に掲げる第1号事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1号訪問事業 10.42円
- (2) 第1号通所事業 10.27円

(3) 第1号介護予防支援事業 10,42円

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第8条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により奈良県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

第9条 第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める単位数により算定した額を支給の限度とする。

(1) 基準該当被保険者 5,032単位

(2) 要支援認定の結果が要支援1である者 5,032単位

(3) 要支援認定の結果が要支援2である者 10,531単位

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態を勘案して市長が特に必要と認めた場合は、同項第1号中「5,032単位」とあるのは、「10,531単位」とする。

3 第1号事業支給費の支給限度額の算定対象となる事業は、第1号訪問事業及び第1号通所事業とする。

4 利用者が予防給付を利用している場合は、第1号事業及び予防給付の支給の合計額が第1項及び第2項の規定により算定した額を超えないようにするものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第10条 市長は、第1号事業において、法第61条の規定により支給する高額介護予防サービス費及び法第61条の2の規定により支給する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。）を行う。この場合において、高額介護予防サービス費相当事業等の支給要件、支給額その他支給に関し必要な事項については、同項の規定を準用する。

(指導及び監査)

第11条 市長は、第1号事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の日前においても、第1号事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

(みなし指定事業者)

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13号の規定により指定を受けたものとみなされる事業者は、平成30年3月31日までの間、第1号訪問事業又は第1号通所事業の実施に際し、第5条第1項の指定を要しない。

(単位数の算定の特例)

4 当分の間、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの単位数の算定については、その月の当該サービスの利用回数にかかわらず、別表の1の表の単位数②により算定することができる。

5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間に実施される介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスの単位数の算定については、別表の1の表の規定にかかわらず、同表の規定により算定した単位数に1,000分の1,001を乗じるものとする。

6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間に実施される介護ケアマネジメントA及び介護ケアマネジメントCの単位数の算定については、別表の2の表の規定にかかわらず、同表の規定により算定した単位数に1,000分の1,001を乗じるものとする。

附 則 (平成30年7月31日奈良市告示第457号)

(施行期日)

1 この告示中第6条第2項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定は平成30年8月1日から、別表の1の表の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(次項において「新要綱」という。)第6条の規定は、平成30年8月1日以後に実施された第1号事業から適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

3 新要綱別表の1の表の規定は、平成30年10月1日以後に実施された第1号事業から適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年8月1日奈良市告示第163号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月6日奈良市告示第219号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日以後に実施される第1号事業に要する費用の算定に適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月29日奈良市告示第163号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日以後に実施される第1号事業に要する費用の算定に適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日奈良市告示第171号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日以後に実施される第1号事業に要する費用の算定に適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

第1号事業支給費に係る単位数表

1 第1号訪問事業

サービスの種類			単位数① (1回につき)	単位数② (1月当たりの上限)
介護予防訪問介護 相当サービス	ア	標準的な内容の場合	287単位	3,727単位
	イ	生活援助が中心である場 合で所要時間が20分以 上45分未満のとき	179単位	
		生活援助が中心である場 合で所要時間が45分以 上のとき	220単位	
	ウ	短時間の身体介護が中心 である場合	163単位	
訪問型サービスA	所要時間が20分以上45分 未満の場合		179単位	
	所要時間が45分以上の場合		220単位	
訪問型サービスC			603単位	

備考 1 単位数①により算定した1月あたりの単位数の合計が単位数②に定める単位数を超えるときは、単位数②に定める単位数をその月の当該サービスの単位数とする。

2 イについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の介護予防訪問介護相当サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 ウについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である介護予防訪問介護相当サービスを行

った場合に所定単位数を算定する。

- 4 ア及びウについては、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従業者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 5 介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAに要する費用の算定については、この表に定めるもののほか、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）の例による。ただし、訪問型サービスAにおいては、生活機能向上連携加算は、算定しない。

2 第1号通所事業

サービスの種類	サービスの頻度	単位数① (1回につき)	単位数② (1月につき)
介護予防通所介護相当サービス	週1回程度	436単位	1,798単位
	週2回程度	447単位	3,621単位
通所型サービスC		350単位	

- 備考 1 単位数①により算定した1月の単位数が単位数②に定める単位数を超えるときは、単位数②に定める単位数をその月の当該サービスの単位数とする。
- 2 通所型サービスCにあつては、利用者の通所送迎を実施した場合、送迎加算として1日につき50単位を加算する。
- 3 介護予防通所介護相当サービスに要する費用の算定については、この表に定めるもののほか、通知の例による。

3 第1号介護予防支援事業

事業の内容	単位数（1月につき）
介護予防ケアマネジメントA	442単位
介護予防ケアマネジメントC	442単位
初回加算	300単位
委託連携加算	300単位

- 備考 1 介護予防ケアマネジメントAは、利用者に対して、第1号訪問事業又は第1号通所事業（通所型サービスBを除く。）を行った場合に算定する。
- 2 介護予防ケアマネジメントCは、利用者に対して、第1号通所事業（通所型サービスBに限る。）を行った場合に算定する。
- 3 初回加算は、地域包括支援センターにおいて、新たに介護予防ケアプラン（介護予防支援

事業又は第1号介護予防支援事業により作成されるサービス計画をいう。)を作成される利用者に対し算定できるものとする。

- 4 委託連携加算は、地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下この項において同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日に属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。
- 5 第1号介護予防支援事業を実施する地域包括支援センターは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市長に提出しなければならない。
- 6 介護予防ケアマネジメントに要する費用の算定については、この表に定めるもののほか、地域支援事業実施要綱の例による。